

会 議 録					
行 田 市 教 育 委 員 会 令 和 7 年 第 9 回 8 月 定 例 会					
招集年月日	令和7年8月19日（火）		開会場所	行田市産業文化会館管理棟 2 A会議室	
開閉の時刻 及び宣言者	開会	8月19日（火） 午後	2時00分	教育長	渡 辺 充
	閉会	8月19日（火） 午後	2時55分	教育長	渡 辺 充
教育長	渡 辺 充	教育長職務代理者	鹿 山 高 彦	仮議長	
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名	摘 要			
1	渡 辺 充				
2	鹿 山 高 彦				
3	大 竹 洋 平				
4	大 木 華 子				
5	田 口 路 子				
議 事 参 与 者			書 記		
学校教育部長	細谷 博之	書記長	岡部 将弘		
参事	中島 淳	書記次長	上野恵美子		
生涯学習部長兼参事	長島 浩司	書記	阪本 康秀		
生涯学習部次長兼図書館長					
兼視聴覚ライブラリー館長	松田 正				
生涯学習部次長兼郷土博物館長	鈴木紀三雄				
教育総務課長	岡部 将弘				
学校給食センター所長	飯田 勝雄				
教育支援センター所長	篠田 豊和				
生涯学習課長	近藤 隆洋				
スポーツ振興課長	伊藤 賀章				
文化財保護課長	酒井 春彦				
教育文化センター所長兼中央公民館長	蓮沼 義典				
学校教育部副参事	大野 三佳				
生涯学習部副参事	岡田 安弘				

会議事件名		顛	末
会 議 の 進 行 状 況		教育長 会議の公開について諮る前に、傍聴人の確認を事務局にお願いする。	
		教育総務課長 本日、傍聴人は1名である。	
		教育長 本日の会議日程は議案4件である。議案第35号は、議会案件であることから会議は非公開、議事録については議会終了後となるので公開とし、その他の案件は公開としてよろしいか。	
		【全委員承認】	
		教育長 日程に先立ち、7月定例会の会議録について事務局に報告を求める。	
		書記次長 7月定例会会議録報告	
		教育長 何か意見等はあるか。	
		【全委員承認】	
	議案第36号 令和7年度行田市教育委員会の事務事業に関する点検評価報告書（令和6年度事業対象）について	教育長提案、書記次長議案朗読	
		教育総務課長 令和7年度行田市教育委員会の事務事業に関する点検評価報告書（令和6年度事業対象）について説明申し上げる。 この報告書の構成は、1の「はじめに」から、5の「総評」までとなっている。 「1はじめに」として、教育委員会の事務執行に関する点検評価の結果について報告書を作成し、市議会をはじめ市民に対し、公表する旨	

		を記載している。 「２点検評価の対象及び方法」であるが、対象は行田市教育大綱に位置付けられている５つの柱に沿った教育行政重点施策に掲げる主要事業である。 次に、点検評価の方法であるが、令和６年度に実施した事務事業のうち、新規事業や見直しを図ったもの、あるいは毎年度継続して実施している事業のうち各所管において重要視している２４事業に絞り事務事業の点検評価シートを作成した。 点検評価シートでは、下の表にあるとおり、必要性、有効性、効率性、達成度、方向性の５項目の視点で評価を行っている。 また、この点検評価を実施するにあたり、７月に教育に関し学識経験を有する、大学職員の宮本氏及び元市職員の門倉氏から意見・提言を頂戴した。 「３点検評価の結果」として、評価項目の集計をグラフで表したものであり、所管別に評価項目の内訳を掲載した。 ４ページからは各所管が実施した事務事業ごとにまとめた点検評価シートとなる。上段には事務事業の概要を、下段には決算額や事業の成果、評価、有識者の意見、並びに課題や今後の方向性を記載している。 ２４事業の説明は省略し、事前に委員の皆様から頂戴した意見の紹介や質問に対し回答する形で説明をする。 ・「学校 ICT 活用推進事業」 (質問) ICT 支援員の力を最大限に活用してもらいたい。 ICT 活用と教育 DX の違いは何か。 (回答) 教育指導課 授業支援システムやデジタルドリルの導入により、授業において教員や児童生徒が ICT を活用する場面が多く見られるようになってきた。ICT 支援員が授業づくりに携わったり、実際に授業の補助に入ったりする機会も増えてきている。 ICT 教育と教育 DX はどちらも教育におけるデジタル化を指しているが、ICT 教育は主にデジタル機器やツールを教育現場に導入し、授業をより効果的に行うことを目指している。教育 DX はデジタル技術を活用して、学習環境や教育構造全体を変革することを目指しており、教職員の業務の効率化等も含まれている。
--	--	--

	・「学校 ICT 活用推進事業」 (質問) 6 年度予算額と 6 年度決算額との差額が大きく、とりわけ小学校における OA システム利用料の増額が顕著だが、理由を何か。 (回答) 教育指導課 授業支援システムとデジタルドリルの導入時期を 4 月当初から 9 月に変更したためである。夏季休業中に授業支援システム等の活用に向けた研修を教職員に実施した後に導入することで、より教育的効果を高めるために導入時期を変更した。 ・「「ふるさと学習」の推進」 (質問) 博学連携では、昨年どのようなことが実施されたか。 (回答) 教育指導課 社会科や総合的な学習の時間において、行田の史跡等を学ぶ一環として博物館と連携した教育活動を実施した。具体的には、社会科見学等の際に郷土博物館や県立さきたま史跡の博物館を訪問し、郷土についての学習を進めた。 ・「「ふるさと学習」の推進」 (質問) 英語をツールとして世界に発信できる行田っ子といったビジョンも含められるとより良いと考える。 (回答) 教育指導課 英語で発信をするといった教育活動も計画しており、英語科の「ふるさと弁論大会」の実施や、総合的な学習の時間を活用した教育計画の作成について検討をしている。 ・「「ふるさと学習」の推進」 (質問) 家族（保護者）の協力も必要かと考えるが、家庭への行田を知ってもらう「ふるさと学習」の取り組みは、何かあるのか。 (回答) 教育指導課 保護者への発信については、社会科見学等の様子を学年だより等で周知をしたり、学習参観の際に、児童生徒が社会科や総合的な学習の時間で調べた内容を発表したりすること等を通して行っている。
--	---

	・「放課後子ども教室事業の推進」 (質問) コーディネーターやスタッフの人員確保の課題に向けた対策はあるか。 (回答) 生涯学習課 民生・児童委員、自治会役員、PTA 関係者、学校応援団、教員 OB、市民大学など幅広く協力を呼びかけ、人員確保に努めている。 また、令和7年度から新たに開設した見沼小や下忍小においては、地域の実情をよく知る公民館関係者や学校運営協議会などの協力により人選した。過去には市報でスタッフの募集を行ったこともあり、地域のキーパーソンを発掘する手法は一つではないことから、多方面からアプローチしていくことが必要と考えている。 ・「放課後子ども教室事業の推進」 (質問) ジュニア・リーダー卒業生などの若い世代を誘引するのはどうか。 (回答) 生涯学習課 現在、南小のスタッフに大学生が参加し活躍しており、今後についても、教員志望の大学生やジュニア・リーダー卒業生などにも呼びかけていく。 ・「放課後子ども教室事業の推進」 (質問) 実施校が減少した場合、そこの利用児童はどうなるのか。公民館を利用できるのではないか。人員不足の課題もあるが、その人数でも可能な取り組みを継続してもらいたい。 (回答) 生涯学習課 実施校が減少した場合は、その年度は教室を開設しないこととなる。最近では南小で令和6年度休止とした例がある。放課後子ども教室は小学校ごとに開設しており、各教室のコーディネーターを中心に運営されている。活動場所は、学校敷地内の余裕教室や体育館を活用しており、活動終了後は確実に保護者や学童保育室への引き渡しを行うよう徹底している。そのため、近隣の学校や公民館への送迎は児童の移動に伴う課題もあることから行っていない。指導者には学生も参加可能であり、現在、南小において大学生が1名スタッフとして参加している。今後も若い世代の参加を呼びかけていく。
--	--

	・「放課後子ども教室事業の推進」 (質問) コーディネーターやスタッフはどのように人選をして運営されているのか。また、どういった事業内容なのか。 (回答) 生涯学習課 コーディネーターやスタッフについては、民生・児童委員、自治会役員、PTA 関係者、学校応援団、教員 OB、市民大学などのほか、地域の実情に詳しい公民館関係者や学校運営協議会などのネットワークを通じて人選している。 事業内容は、けん玉やこま回しなどの昔遊びをはじめ、さまざまな体験活動を行っており、市内全 12 小学校で開設しており、1～3 年生を対象に年間 10～15 回の活動を行っている。 ・「学習支援教員の配置」 (質問) 学習支援教員が意識的に、学力中位層の支援・指導に携わる機会はあるか。 (回答) 教育指導課 学校の実態に応じて、学習支援教員が学力中位層の児童生徒に直接支援をしたり、担任と支援対象の児童生徒を分担したりしながら、学力向上に向けた支援を行っている。 ・「教員の教育力向上を図る研究事業の充実」 (質問) 指導力、教育力向上と並行して、クラスをまとめていく指導研修や、児童・生徒に礼儀礼節を指導していくための研修などはあるのか。 (回答) 教育指導課 経験 3 年以下の教員の悉皆研修となる「生徒指導研修会」や、任意研修の「学級経営研修会」を実施し、児童生徒への基本的な指導の在り方や、学級経営の充実について学ぶ機会を設定している。他にも、教員の円滑な学級経営につなげるため、行田市学級経営ハンドブックを作成し、各校に周知している。 ・「特別支援教育推進事業の充実」 (質問) 特別支援教育においても教育 D X は大きな可能性を秘めているような気がするがどうか。
--	--

		(回答) 教育指導課 特別支援教育においても、マルチメディアデージー教科書等の文字、音声、画像を同時に再生できる録音図書の活用を始めている。紙の教科書や図書を読むことが困難な児童生徒の学習を支援する教材として有効である。今後も、特別支援教育研修において、個別最適化した教育D Xに関する教職員研修を深めていく。 ・「特別支援教育推進事業の充実 / 早期療育事業の充実」 (質問) 早期療育事業の受け入れ体制のさらなる充実及びきらきらサポーターの配置について (回答) 教育指導課、教育支援センター きらきらサポーターの配置については、今後も勤務形態の検討を重ねるとともに、より効果的な支援についても見直しを行いながら、子供たちの学校生活における支援体制構築に努めていく。 早期療育事業については、市内幼稚園や保育園等への周知の結果、保護者の関心が高まり、事業のニーズが高まっている。支援センターとしては指導回数の増加や小学2年生への拡大など、受け入れ態勢のさらなる充実を図っていく。 ・「早期療育事業の充実」 (質問) 市町村を超えた連携ができたり、早期の相談ができる体制になっているのか。 (回答) 教育支援センター 本事業は小学校就学にあたって発達に課題がある幼児等を早期に療育するもので行田市独自の事業であり、今のところ他の市町 村や県との連携を探るのは難しいと考える。 保護者が子供の発達の状況や小学校への就学に不安がある方がこの事業を利用している。療育の様子で特別支援学級などを就学先に考える方から、数カ月療育を実施したことにより自信をもって小学校へ就学し、元気に登校している子供まで様々な子供に対応しているが、年々増加する相談件数に苦慮している。 ・「いじめ問題対策連絡協議会の充実」 (質問) いじめに発展しない環境づくりや予防はどのようなことをしてい
--	--	--

		るか。 (回答) 教育指導課 いじめを生み出さない学級づくりのために、児童生徒の学校生活や友人関係をよりよくするためのアンケート調査（ハイパーQU）を実施している。心理的な側面を調査し、その結果から児童生徒理解を深め、教職員は児童生徒への対応を行う。また、人間関係をよりよくする「非認知能力」を高める学級経営の大切さについて、教職員研修を実施している。それらをもとに、各学校ごとに特別活動や学級活動の充実のために具体的な取組が行われ、予防に向けて学校全体で取り組む体制づくりをしている。 ・「適応指導教室「ウィズ」の充実」 (質問) 学校復帰がゴールではないということも、1つの考え方かもしれないが、児童生徒は何を目指しているのか。 また、保護者は我が子にどうなってもらいたいのか。 (回答) 教育支援センター コミュニケーション力不足や発達に課題があり、本人や保護者がそのことを認識していない事例も多く見受けらる。 また、特に理由が分からず、なんとなく欠席が多くなったという事例もあり、更には学校への登校を促す周囲の力も社会環境の変化などにより弱くなっていると思われる。 ウィズ教室に通級し、卒業後高校に進学し、その後社会で自立している卒業生も少なくない。 学校との連携については、毎月末にウィズでの活動を文書で報告するとともに、センターの相談員やスクールソーシャルワーカーが校長など管理職だけではなく、直接担任と情報共有を図るとともに支援（指導）方針を話し合うなどして連携を図っている。 保護者の子育てに関する考え方や優先度は家庭環境と同様に多様化しており、とにかく学校へ行っほしいという強い思いがある方から子供の意思に任せる方、ウィズに行っていれば学校に行かなくても良いと考える方など様々である。 ・「適応指導教室「ウィズ」の充実」 (質問) 適応指導教室「ウィズ」には、どのようなことがきっかけで不登校になっている児童生徒が多いのか。
--	--	---

		指導員の先生は、どのような方を選任しているのか。 (回答) 教育支援センター 不登校となる理由は様々であるが、学習の遅れや友達がいないう等で学校がなんとなくつまらないという子供が最近は多くなっている。また、コミュニケーション力不足や発達に課題があり、本人や保護者がそのことを認識していない事例も多く見受けらる。特に理由が分からず、なんとなく欠席が多くなったという事例もあり、そのような小学生の相談も増加している。 ウイズの指導員は元教員や保育士、幼稚園教諭などの資格を持つ経験の長い方やこれから教員を目指している大学生等の方から選任している。また、センター所属の2名の相談員がウイズ教室をコーディネートしている。 ・「各種スポーツイベントの実施」 (質問) 鉄剣マラソンのコースなど、街の歴史散策コースなどにして行田を知ってもらう機会になればいいのではないかな。 (回答) スポーツ振興課 交通規制の関係上、コース変更は難しい状況であるが、鉄剣マラソンへの参加を通して行田市に興味を持ってもらえるよう工夫していく。 ・「図書館資料の整備・充実」 (質問) 電子書籍の利用状況はどうか。 (回答) 図書館 令和4年1月より運用を開始した「ぎょうだ電子図書館」は、令和4年度の貸出数は1,332件、閲覧数が4,015件、令和5年度の貸出数は1,454件、閲覧数が4,166件、令和6年度の貸出数は2,201件、閲覧数が4,838件で、電子図書館の利用状況は年々増加している。引き続き、多くの方々に電子図書館を利用していただけるよう努めていく。 これら、委員の皆様からの指摘を報告書に反映し、完成させたのちに、市議会議員あてに送付する。 教育長
--	--	---

	議案第 37 号 行田市の学校における 働き方改革基本方針に ついて	何か意見等はあるか。 【全委員承認】 教育長提案、書記次長議案朗読 学校教育部副参事 本案は行田市の学校における働き方改革基本方針について諮るものである。かねてより、学校の担う役割が拡大し続ける中で、教職員への負担軽減策による対応が求められている。そのような中、文部科学省から示されたガイドラインに基づき、埼玉県公立学校の「学校における働き方改革基本方針」が策定され、本市においても「行田市の学校における働き方改革基本方針」を定め、働き方改革を推進してきた。 令和 7 年 4 月に県の基本方針が改定されたことを受け、今回、本市の基本方針の見直しをした。今回は、県の基本方針の施行期間が 3 年であることから、同様に 3 年間の基本方針とした。 基本方針のポイントは、「時間外在校等時間月 45 時間以内、年 360 時間以内の教員数の割合を令和 9 年度末までに 100% とすること」という目標はこれまでと同様だが、これに加えて教職員のウェルビーイングの観点より「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立を目標としている。目指す教職員の働き方の実現のためには、時間外在校等時間の縮減を推進するとともに、時間だけでは推し量れない教員としての「働きやすさ」「働きがい」を高めながら働き方改革を推進していこうとするものである。 1（3）現状については、県の前基本方針の施行期間である令和 4 年度から令和 6 年度の実績とした。 在校等時間のまとめについてだが、超過勤務 45 時間以上の教職員が、小学校では 17.5% から 8.7%、5.8% へ、中学校でも平日のみであれば 48.8% だったものが、26.6%、15.3% へと減少している。中学校では週休日に部活動の指導があるため、週休日を含めると 45 時間を超える者の割合が増加している。また、年間 360 時間を超える超過勤務を見た場合、3 年間を比べると小・中学校共に毎年減少してきてはいるものの、小学校では 24%、中学校では半数の教職員が目標達成に至らなかった状況である。これは、学校における働き方改革に対する周知・理解が進み、各学校では多様な業務改善が図られた成果であると捉えることができる。一方で、学習指
--	---	---

		導や生徒指導に関することなど、時間を要する業務は1年を通じると一定時間生じていると言える。 4ページ・5ページは、目標達成に向けた主な取組である。(1)は教育委員会の主な取組、(2)は各学校の主な取組、(3)は教職員の主な取組となる。これらは、県基本方針の「目標達成に向けた4つの視点」に基づいた内容となっている。 それでは、質問事項について回答していく。 (質問) 教職員の多忙化と記載されているが、この「多忙化」は学校によって原因は違うのか、それとも同じなのか。また、多忙化の主な原因は何か。 (回答) 学校の規模や1学級の児童生徒数の違いによって、業務量は異なるため、多忙化には違いがある。しかし、多忙化の主な原因は生徒指導や保護者対応に係る対応が多いことは各校共通の理由である。 (質問) 時間外在校等時間の割合の推移について、月45時間超の割合で11月を抽出した理由はあるのか。その他の月はどうか。「平日のみと週休日を含む」で、小学校では同じ割合であるが、中学校では「週休日を含む」が多くなっている理由は何か。 (回答) 県の調査報告を行う11月の結果を使用している。学校行事等の有無により、各月の状況は多少異なる。小学校では週休日の勤務がないので平日と同値となり、中学校では部活動の指導があるため、特に試合等があった場合には勤務時間が増える傾向がある。 (質問) 教職員一人当たりの業務量の削減と業務の効率化、学年によって業務量は大きく違うのか。教職員の業務もICTがメインで済むものなのか。また、ICTが不得手な者用の研修もあるのか。 (回答) 学年が上がるにつれ、授業時数も増え、また各学校行事に係る活動も広がるため、教員の業務量が増加すると考えている。校務支援システムと授業支援システムの導入により、業務時間の削減につながっている。また、システム導入に合わせて操作研修を実施している。
--	--	--

		(質問) 教職員の健康維持増進が課題に挙げられているが、教職員の中で睡眠障害や精神的な疲労などの体調不良を訴える人は推定で通常より多いか少ないか。またそれが生徒への指導に影響していると考えられるか。 (回答) 各校での働き方改革が推進される中で、過重労働による体調不良を訴える教職員は少なくなっている。子供たちへの正常な指導は教員が元気であることが前提である。よって、教員の健康状態が児童生徒への指導に及ぼす影響は大きいものとする。 (質問) 業務改善推進コーディネーターの育成についてだが、各校に常駐か、各校の教職員が兼務しているのか、あるいは第三者か。業務改善会議での内容や実施事項は各校共通で取り組むのか、各校ごとに取り組むのか。 (回答) 埼玉県主催の業務改善推進コーディネーター研修会に、令和5年度は市内主幹教諭が1名、令和6年度には市内主幹教諭1名と市教委指導主事が1名参加した。在籍校での推進を担うとともに、研修成果を各校に周知し広めている。また、教頭会等で各校の効果的な取組について情報共有し広めているところである。 (質問) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが働き方改革でどのような役割を果たすのか。 (回答) 生徒指導や教育相談を進めるにあたり、関係機関やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携することで、対応時間の削減や対応策の発見等、教員の負担は軽減されていると認識している。 (質問) 病休等になった教員の欠員補充の遅れが、業務負担を増加させ、先生方をさらに疲弊させるように感じる。全国的な教員不足の中、困難な課題だが、代替や欠員補充が速やかにされるよう、どう対応しているか。
--	--	---

		るのか。 (回答) まずは防ぐことのできる病休者を出さない努力を各学校で行っている。また、休業を取得予定の教職員については、学校との連携を図り、早期の正確な情報把握に努め、代員の配置を進めている。 (質問) 「ふれあいデー」及び「学校閉庁日」の設定とはどういうことか。 (回答) 「ふれあいデー」は毎月 21 日、埼玉県の教職員の定時退勤を促す取組である。授業や日課は通常であるが、部活動は原則休養日とし、活動を休止とする。放課後の会議や研修会などは実施しない。児童生徒の下校が早くなり、心身のリフレッシュや家族との時間等の確保を図ることができる。また、「学校閉庁日」は各学校の教職員は勤務しない日とし、教職員の休養日となる。 (質問) 勤務時間インターバル制度の導入は可能か。 (回答) 「勤務時間インターバル」は、1 日の勤務終了後から翌日の出勤までの間に、一定時間以上の休息时间（インターバル）を設けることで、働く者の生活時間や睡眠時間を確保するもので、導入にあたっては、県教委での検討がされている。県の動向を注視する。 本日、承認いただいたら、市内各小・中学校へ周知していく。また、校長会・教頭会をはじめとした研修会においても活用していく。 教育長 何か意見等はあるか。 【全委員承認】
	議案第 38 号 行田市部活動ガイド ラインについて	教育長提案、書記次長議案朗読 学校教育部副参事 本案は、行田市部活動ガイドラインの改訂について諮るものであ

		る。改訂箇所は、主に2つである。 1つ目は、3指導の在り方の(6)安全管理の徹底のア熱中症対応について、2つ目は、同じく(6)安全管理の徹底のケ新型コロナウイルス感染症拡大防止についてである。 改訂理由として、まず1つ目の熱中症対応に関しては、従来のガイドラインの中で「熱中症警戒アラートが発表される日の活動も原則中止とし、午後の活動は中止とする。」という文言が、午前中の活動を認可するような曖昧な表現であるためである。また、国から出された「学校における熱中症対策ガイドライン」の中で、暑さ指数(WBGT)の重要性が示されたこと、さらには、ガイドライン追補版に、熱中症警戒アラートの活用が示されたためである。 次に2つ目の新型コロナウイルス感染症拡大防止についての理由としては、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことや、国から出された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の中で、“身体的な距離をとる”“大声を出さない”等の感染症拡大防止に関する文言が削除されたためである。 これらに伴い、行田市部活動ガイドラインを改訂するものである。それでは、質問事項について回答していく。 (質問) 校長に提出する『年間の活動計画』『毎月の活動計画及び活動方針』は、顧問が作成することになっているが、外部指導員の場合は、誰が提出することになるのか。 (回答) 外部指導員と顧問との両者で作成し、顧問を通して提出している。 (質問) 部活動顧問は、学校関係者ではないといけないのか。例えば、外部指導員が顧問になる場合もあるのか。 (回答) その学校の教員が顧問となっている。外部指導員の方だけが顧問になることはない。外部指導員には専門的な技術を指導していただく。 (質問) 暑さ指数に基づき活動が原則中止となった日であっても、冷房等の環境がある場合(文化部や教室等での運動部のミーティングなど)は、活動は可能とするのか。あるいは、登下校のリスク等を考慮し、全面
--	--	--

		的に中止とするのか。 (回答) 熱中症警戒アラート発令時には、登下校中の危険性を考慮し、原則中止となる。 (質問) 上記について、記述が無くとも全校で共有されるのか。あるいは、実態に応じた各学校による判断となるのか。 (回答) 今回の改訂に伴い、上記の文を記述した。行田市部活動ガイドライン改訂を広く周知していく。 (質問) 「暑さ指数(WBGT)が31以上の日の活動は、原則中止とする。」のほかに28以上31未満の場合も激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は中止とした方が良いと考える。 (回答) WBGT 値28以上31未満においては厳重警戒であり、激しい運動は中止となっている。引き続き、厳重警戒時の対応について学校へ指導していく。 (質問) 運動部顧問・文化部顧問は経験者が担当になっているのか。その部活を経験してきた教職員が、なるように配置されているのか。 (回答) 必ずしも経験者が担当になっているわけではないが、顧問となった際、そのスポーツや音楽、美術等について学び、指導にあたっている。 (質問) 暑さ指数で活動するか判断するのは、昨今の気候では正しいと思う。指数を超える日が多い日が週に何日もあると、質の高い部活動ができない。その場合、家庭で各自で行う練習メニュー等は準備されているのか。 (回答) 各家庭で各自で行うメニュー等を準備し、実践している学校、部活動もある。今後はそれを広められるよう働きかけていく。
--	--	--

		(質問) 部活動の在り方についての研究に関して、部活動の地域展開に向けた行田市における現在の状況を教えてほしい。 (回答) 本年度、ソフトテニスと剣道の２種目における地域クラブ展開の実証事業を行う。期間は令和７年９月～令和８年１月まで、場所は、各中学校や総合体育館（剣道場）を使用する。指導者は、これまで中学校部活動の外部指導員をしている方に依頼をしている。また、現在生徒の募集をかけているところである。 本日、承認いただいたら、市内各小・中学校へ周知していく。 教育長 何か意見等はあるか。 大木委員 部活動の原則中止に関することについてだが、行田市部活動ガイドライン（案）の３ページのアの下から３行目に運動部活動についてはとあることで、文化部に対して対応が曖昧になっていると感じたがどうか。 学校教育部副参事 運動を削除することで再検討するという方向で調整し、後日にその結果を各委員に報告する。 田口委員 行田市部活動ガイドライン（案）の７ページの図で、１１９番通報の位置が中央だと、通報が遅れがちになると感じてしまうがどうか。 学校教育部副参事 出典元が「ぎょうだ Action Plan」のため、即答はできないが標記の仕方について出典元と調整して検討していく。 【全委員承認】 これより非公開とする
--	--	--

	議案第 35 号 令和 7 年度一般会計教育費補正予算について	教育長提案、書記次長議案朗読 教育総務課長 本案は、9 月定例市議会に補正予算を上程するため、教育委員会に諮るものである。 歳出について、10 款教育費 3, 195 万 8 千円の追加である。 1 項 2 目事務局費は、行田市義務教育学校設置に向けた再編計画に基づく B ブロックの新校の設置に当たり、当該用地を確保するために必要となる経費である。 内訳として、11 節鑑定料は不動産鑑定士へ支払う鑑定料である。 次の 12 節委託料の都市計画決定（変更）図書作成委託料は、義務教育学校を都市計画法に基づく都市施設として位置付けるため、必要となる法定図書の作成等に係る費用である。 調査測量設計委託料は、取得を目指す用地の測量に要する費用である。同意書取得業務委託料は、取得を目指す用地を所有する地権者から、測量等の手続きを進めることについて同意を得るため、市職員とともに地権者の元へ赴いてもらう埼玉県土地開発公社に対して支払う事務費である。 次に、2 項 1 目小学校管理運営費及び 3 項 1 目中学校管理運営費は、市内在住の方から埼玉小学校及び埼玉中学校の教育振興に対する指定寄附があったことから、寄附金を財源として移動式エアコンを各校に 2 台購入しようとするものである。 歳入については、17 款寄附金は歳出で説明した埼玉小学校及び埼玉中学校の教育振興に対する指定寄附を受領したものである。 19 款繰越金は、補正財源として前年度繰越金を措置するものである。 次に、繰越明許費補正であるが義務教育学校用地先行取得事業は、事業が年度を跨ぐ見込みであることから、繰越明許を設定するものである。 次に、債務負担行為の補正については義務教育学校用地先行取得事業は、用地の先行取得を埼玉県土地開発公社へ委託して令和 9 年度に買戻しを予定していることから、設定年度を令和 7 年度から 9 年度、限度額を先行取得事業費に対する元金及び利子相当額並びに事務費の合計額として債務負担行為を設定しようとするものである。 教育長
--	--	---

		何か意見等はあるか。 鹿山委員 移動式エアコンとはどんなものか。冷暖房可能なのか。 教育総務課長 冷暖房機能があり、主に体育館での使用を想定している。 【全委員承認】 教育長 以上で本日の定例会を閉会とする。
--	--	--

そ の 他 特 に 重 要 と 認 め る 事 項	
1 次回定例会開催予定日	令和7年9月25日（木） 午後2時00分 行田市産業文化会館管理棟 2A会議室

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長

委 員

委 員